

平成22年12月22日

当座預金取引先  
(受渡先を有する先) 御中  
保 管 店

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部改正について

今般、日本銀行では、「現金授受事務の担い手の拡大」にかかる取扱い（日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を警備輸送会社等にまで広げること）を、日本銀行の支店および寄託券保管店において実施することとし、これを平成23年1月4日に開始することとしたことから、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」一部を別紙のとおり改正し、同日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」につきましては、実施日に、日本銀行ホームページの「日本銀行関連サイト」－「業務上の事務連絡」－「現金受払事務等関連」(<http://www5.boj.or.jp/hakken/hakken.htm>)に掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中  
一部改正

- 1.（6）を横線のとおり改める。

1. 基本的な事項

（6）現金受払事務の委託

取引先は、~~その全額出資子会社~~「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店および保管店との間で行う諸連絡に係る事務を委託することができます。

取引先は、同社者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により勘定店に願い出てください。